

美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町が交付する美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、美郷町補助金交付規則（平成16年美郷町規則第52号。）に定めるほか、この告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 町は、民間事業者による賃貸住宅の建設を促進し、若年者、単身者等の定住促進を進めるために、賃貸住宅の建設に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業条件)

第3条 補助の対象となる賃貸住宅の建設は、次の条件に該当するものでなければならない。

(1) 原則として、賃貸住宅を建設しようとする土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用賃借による権利を有する事業者であること。

(2) 賃貸住宅が若者等の定住を目的としたものであること。

(3) 賃貸住宅の規模、構造が別表第1の基準に合致すること。

(事業計画の申請及び承認)

第4条 事業者が事業計画の承認を受けようとするときは、町長に事業計画承認申請書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を審査し、前条の条件に合致し、かつ、補助することが適当と認めるときは、承認通知書により事業者に通知するものとする。

(管理協定の締結)

第5条 前条第2項の通知を受けた事業者（以下「承認事業者」という。）は、当該事業計画に係る賃貸住宅の建設着手前に、町と管理協定を締結するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 承認事業者が当該事業計画の変更を行おうとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 第3条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助対象住宅、補助対象経費及び補助率等)

第7条 補助対象住宅、補助対象経費及び補助率等は別表第2のとおりとする。

(補助金の申請及び決定)

第8条 承認事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、町長が定める日とする。

3 町長は、第1項の申請書の内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付決定通知書により承認事業者へ通知するものとする。

(報告の聴取)

第9条 町長は、承認事業者に対し賃貸住宅の建設状況について報告を求めることができる。

(変更承認申請及び変更決定)

第10条 承認事業者は、次のいずれかの変更が生じるときは、補助金交付変更申請書に係る書類を添付して、すみやかに町長に申請しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更するとき

(2) 補助事業の内容を変更するとき

(3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき

2 町長は、前項の申請書の内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付変更決定通知書により承認事業者へ通知するものとする。

(住宅性能評価)

第11条 承認事業者は、住宅の設計が完了したときは、その住宅について遅滞なく住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書の交付を受けなければならない。

(竣工検査)

第12条 町長は、住宅が竣工したときは、検査員を任命し遅滞なくその住宅の竣工検査を行うものとする。

2 検査員は、住宅が前項の検査に合格したときは、竣工検査済証を承認事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第13条 承認事業者は、補助事業が完了したときは実績報告書を町長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のうち、いずれか早い日までとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 承認事業者が補助金の支払いを受けようとするときは、町長に補助金支払請求書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求が適当と認めたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し及び返還)

第15条 町長は、承認事業者が次のいずれかに該当するときは、承認事業者に対し、補助金の交付決定の一部又は全部を取消し、若しくは既に交付されている補助金がある場合にはその一部又は全部の返還を求めることができる。

(1) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 補助金の使途が適正でないとき。

(3) この告示に違反したとき。

(補助金の経理等)

第16条 承認事業者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を当該会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

1. 基本的要件	住宅は、原則として新築で 10 年間以上にわたって使用できるものであること。
	住宅の構造は、共同住宅とすること。
	敷地の境界は、コンクリート・硬質プラスチック・金属鋸等の耐久性のある材料で造られた境界標を設置すること。
2. 住宅の基準	1 戸当たりの床面積は、25 m ² 以上で 125 m ² 以下とすること。ただし、施工事業者が県外業者である場合はこの限りでないが、別表第 2 の 3 を参照のこと。
	各居室は独立した住宅とし、原則として各居室に専用の台所、浴室、洗面及び便所を設けること。
	各居室には、給水、排水、電気、みさと光ネット設備を設けること。
	浴室、台所、洗面に給湯設備を設けること。
	便所は水洗とし、家庭排水は合併浄化槽又は集合処理排水処理施設に接続すること。
3. 付帯施設等	居室数以上の専用駐車場を設けること。
	各棟に接続する自動車の通行が可能な道路を設置すること。
	敷地内に外灯、防犯灯等を設置すること。

別表第 2（第 8 条関係）

1. 補助対象住宅	事業者が建設する住宅にあつては、町と管理協定を締結し、原則として町が 10 年間以上借り上げる住宅
2. 補助対象経費	住宅建設に係る経費のうち次に掲げる経費 ① 建設工事費（外構工事、解体処分、造成工事含む） ② 地質調査費、設計費、工事監理費

3. 補助率等	住宅タイプ	施工業者	補助率	1戸あたり上限
	共同住宅	町内業者	2分の1	500万円
		県内業者	5分の2	400万円
		県外業者	5分の1	200万円

(注)

- 1 施工業者について、町内業者は町内に本店を有する業者、県内業者は県内に本店を有する業者とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

美郷町長 様

住所

氏名 ⑩

年度 美郷町民間賃貸住宅建設事業計画承認申請書

美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱（令和 2 年美郷町告示第
号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、美郷町民間賃貸住宅建設事業計画の承認（変
更）を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 美郷町民間賃貸住宅建設事業計画書
2. 添付書類
 - （1） 住宅付近の見取り図
 - （2） 住宅の配置図
 - （3） 住宅の各階平面図
 - （4） 住宅立面図
 - （5） 住宅の仕上表
 - （6） 住宅敷地の現況写真

別紙

事業計画書

1 住宅の敷地に関する事項					
建設予定地の 地名・地番					
住宅敷地の使 用権原		1 所有者 2 借地権・その他（所有者： ） 期間： 年 月 日から 年 月 日まで			
敷地の面積		m ²	現況地目		
2 住宅の建設事業者					
建設事業者		民間事業者（ ）			
住宅の内容	戸数（戸）	規模（m ² / 戸）	構造（造）	回数（階）	
	戸				
	戸				
	戸				
住宅設備等 整備項目		・駐車場（ 台／戸） ・物置 ・給湯設備 ・冷暖房設備 ・水洗トイレ（公共下水 ・集落排水 ・浄化槽） ・その他（ ）			
3 住宅の建設事業に関する資金計画					
概算事業費	建 設 工 事 費				
	地 質 調 査 費				
	設計費				

	外 構 工 事 費		
	解 体 処 分 費		
	造成費		
	工 事 監 理 費		
	建 設 事 務 費		
	そ の 他 ()		
	総事業 費		
事業費資金 内訳	金 額		内 訳
	島根県補助金		千円
	市町村負担金		千円
	事業者自己資金		千円
	金融機関融資 ()		千円
	その他 ()		千円
	事業費資金総額		千円
4 住宅の入居資格に関する事項			
入居者の入居 条件			
入居者の見込			
入居者の募集 条件	1 公募 2 非公募（理由： ）		

	3 その他（ ）		
5 住宅の家賃その他賃貸条件に関する事項			
住宅の家賃	住宅の種類		予定家賃額
	Aタイプ		円／月
	Bタイプ		円／月
	Cタイプ		円／月
敷金の徴収	1 徴収する（ ）		
	2 徴収しない（理由： ）		
	3 その他（ ）		
6 住宅建設事業の実施時期			
事業実施時期	設計	着手（予定）	年 月 日
		完了（予定）	年 月 日
	工事	着手（予定）	年 月 日
		完了（予定）	年 月 日

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

美郷町長

年度美郷町民間賃貸住宅建設事業計画承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業計画書については、美郷町
民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付要綱第 4 条第 2 項の規定により下記のと
おり承認します。

記

1. 建設場所

2. 建設戸数

戸 (m^2)

戸 (m^2)

3. 構造規模

造 階建て

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

美郷町長 様

住所

氏名 ⑩

年度 美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付申請書

年度美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称 美郷町民間賃貸住宅建設支援事業
2. 住宅の建設場所
3. 住宅（団地）の名称
4. 住宅の戸数
5. 補助事業の目的及び内容

6. 事業の完了予定期日
7. 交付申請額
8. 添付書類
 - （1）美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付申請書内訳書（別記様式 1）
 - （2）事業費の積算根拠を示す書面

別記様式 1

美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付申請内訳書

区分	補助事業に要する全経費 (A)	交付決定の内容		※補助金精算額		※補助金返納額又は不用額	※補助金受入済み額 (E)	※差引受入済額または超過額 (G)=(D)-(E)
		補助事業対象経費 (B)	補助金算出額 (B)×1/5	※精算対象経費 (C)	※精算補助金額 (D)			
建設工事費								
地質調査費								
設計費								
外構工事費								
解体処分費								
造成費								
工事監理費								
建設事務費								
総事業費			[]					

注意 1 ※印は、実績報告時に記入すること。

2 補助事業対象経費の合計は、5,000円の倍数になるよう端数を切り捨てること。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

美郷町長 様

住所

氏名 ⑩

年度 美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け、 第 号で決定を受けた 年度美郷町
民間賃貸住宅建設支援事業補助に変更が生じたので、関係書類を添えて、次の
とおり申請します。

記

1. 補助事業の名称 美郷町民間賃貸住宅建設支援事業
2. 住宅の建設場所
3. 住宅（団地）の名称
4. 変更の内容及び理由
5. 交付変更額

交付決定額	円
交付変更申請額	円
差引増減額	円
6. 添付書類
 - （1）美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付申請書内訳書（別記様式2）
 - （2）変更に関する資料

別記様式 2

美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付申請内訳書

区分	補助事業に要する全経費 (A)	交付決定の内容		※補助金精算額		※補助金返納額又は不用額	※補助金受入済み額 (E)	※差引受入済額または超過額 (G)=(D)-(E)
		補助事業対象経費 (B)	補助金算出額 (B)×1/5	※精算対象経費 (C)	※精算補助金額 (D)			
建設工事費	()	()	()					
地質調査費	()	()	()					
設計費	()	()	()					
外構工事費								
解体処分費								
造成費								
工事監理費	()	()	()					
建設事務費	()	()	()					
総事業費	()	()	() []					

注意 1 ※印は、実績報告時に記入すること。

2 変更前の金額を () 内に記入する。

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

竣工検査済証

事業名	
申請者名	
住宅の建設事業者	
住宅の名称	
所在地	
供給計画承認番号	
供給計画承認年月日	
交付決定番号	
交付決定年月日	
交付決定金額	
補助事業実施期間	
検査年月日	
立会者	

検査の結果、上記のとおり完成していることを認めます。

年 月 日

申請者

美郷町
所属・役職
検査員

印

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

美郷町長 様

住所
氏名

印

年度 美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金実績報告書

年度美郷町民間賃貸住宅建設支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の名称 美郷町民間賃貸住宅建設支援事業
2. 住宅の建設場所
3. 住宅（団地）の名称
4. 住宅の戸数
5. 補助金交付決定額及びその精算額
補助金交付決定額 円
補助金精算額 円
6. 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日
7. 添付書類
 - （1）美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金交付申請書内訳書（別記様式1）
 - （2）住宅家賃の積算根拠を示す書面
 - （3）住宅の付近見取り図
 - （4）住宅の配置図
 - （5）住宅の各階平面図
 - （6）住宅立面図
 - （7）住宅の仕上表
 - （8）竣工写真
 - （9）竣工検査済証の写